

論文審査の結果の要旨

博士の専攻分野の名称	博士（看護学）	氏名	ZHANG HANFENG
学位授与の条件	学位規則第4条第①、2項該当		
論文題目 Perceptions of Oncology Nurses Regarding Fertility Preservation and Providing Oncofertility Services for Men of Childbearing Age with Cancer (生殖年齢にある男性がん患者に対する妊孕性温存と支援提供に関する看護師の認識)			
論文審査担当者			
主査	教授 田邊 和照	印	
審査委員	教授 大平 光子		
審査委員	教授 森山 美知子		
〔論文審査の結果の要旨〕			
<p>がんの早期発見と治療の進歩により患者の生存率が高まり，長期的な患者の妊孕性温存が健康問題として重要性を増している。国際ガイドラインでは，病気の進行にかかわらず，すべての生殖年齢にあるがん患者と妊孕性温存について早期から話し合うことが推奨されている。中国では家族関係が最も重要であり，子どもがたくさんいる繁栄した家庭を望む人は多く，不妊で子どもができない中国人夫婦は家族や仲間からスティグマを受けることがある。生殖年齢にある男性がん患者に対し，がん治療が不妊の原因になる可能性があることを伝えている中国の腫瘍医は49.5%であると報告されている。また，がん患者を看護する看護師は，男性がん患者や同僚と妊孕性温存問題について話し合うことはほとんどない。そのため，妊孕性温存を行う中国の男性がん患者は少ない。中国では腫瘍医とがん患者の妊孕性温存に関する知識と態度に関する研究が行われているが，看護師の詳細についてはほとんど知られていない。そこで本研究は，生殖年齢にある男性がん患者の妊孕性温存に関する中国人がん看護師の教育的，認知的，実践的経験に基づき知識，態度，実践に対するがん看護師の認識を記述することを目的とした。</p> <p>研究デザインは，記述的現象学的手法を用いた質的研究である。対象は，中国南西部にあるがん専門病院でがん患者に対する看護を行う看護師であり，中国においてがん看護師として認定され，1年以上の看護師経験を有し，男性がん患者への直接ケアを行っている者とした。半構造化面接を実施し，対象の教育，認知，実践的な経験として，次の3つの主要な側面（現在の知識と妊孕性温存に関する知識を得る方法，妊孕性温存に関する態度，妊孕性温存に関する相談業務や紹介）について尋ねた。研究参加者の了解を得て，面接を録音した。録音したデータから逐語録を作成し，NVivoを用いてテーマ分析が行われた。分析結果に対する研究者間でのディスカッション，参加者チェックにより分析結果の真実性が検討された。</p> <p>研究参加者は18人であり，そのうち30歳～39歳の者が11人(61%)，既婚者が14人</p>			

(78%), 子どもを 1 人有する者が 11 人(61%), 勤務経験が 10 年未満の者が 10 人(56%)であった。13 人が学士号(72%)を持ち, 8 人(44%)が放射線科に従事していた。面接に要した時間は 10 分~40 分/人であった。分析の結果, 次の 6 つのテーマが明らかになった。:

- (1) 男性がん患者の妊孕性温存に関する知識不足,
- (2) 男性がん患者の妊孕性温存に関する不十分な教育,
- (3) がん患者に対する妊孕性温存支援の重要性,
- (4) 患者に妊孕性温存に関する情報を提供しない場合の法的脆弱性,
- (5) 妊孕性温存カウンセリングにおける看護師の役割,
- (6) 実践の中で妊孕性温存を議論することの障壁。

看護師は男性の妊孕性温存への支援に対して肯定的な態度を示したが, 妊孕性温存の選択肢を知らせることは看護師の役割ではなく, 患者とこれについて話し合うことは業務の範囲外であると認識していた。

本研究の結果より, 中国人がん看護師は, 男性がん患者の妊孕性温存支援を重要と捉えていたが, 知識や役割遂行, 実際に提供されている支援が不十分であると認識していたことが明らかとなった。男性の妊孕性温存に関する患者との議論と支援提供を促進するために, 看護師に対する教育の提供, 妊孕性温存のガイドラインの作成, および妊孕性温存カウンセリングを実施する体制の整備の必要性が示唆された。

以上の結果から, 本論文は, 男性がん患者の妊孕性温存に関する中国人がん看護師の知識不足と実践における課題を明らかにしたことから, 中国における男性がん患者の妊孕性温存に関する看護師への教育の発展と看護師主導の支援システムの構築に貢献する研究として高く評価される。

よって審査委員会委員全員は, 本論文が著者に博士(看護学)の学位を授与するに十分な価値あるものと認めた。